

特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業 委託要項

令和 5 年 1 月 31 日
初等中等教育局長決定
令和 7 年 1 月 20 日改正

1. 趣 旨

特定分野に特異な才能のある児童生徒（以下「特異な才能のある児童生徒」という。）は、その才能や認知・発達の特性等がゆえに、学習上・学校生活上の困難を抱えることがあると指摘されている。しかし、これまで我が国の学校において、特異な才能のある児童生徒を念頭においた支援の取組はほとんど行われてこなかった。

このため、本事業では、こうした児童生徒への支援方策を開発し、推進するため、多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、2.

（1）～（3）に掲げる特異な才能のある児童生徒に対する支援に関する事業を実施する。

2. 委託業務の内容

- （1）学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方に関する実証研究
- （2）学校と連携した地域単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究
- （3）全国単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

3. 業務の委託先

- （1）学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方に関する実証研究
 - ① 都道府県又は市町村（特別区を含む。）の教育委員会
 - ② 法人格を有する団体
- （2）学校と連携した地域単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究
都道府県または政令指定都市の教育委員会
- （3）全国単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究
法人格を有する団体

4. 委託期間

- （1）学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方に関する実証研究
原則として契約を締結した日から当該年度の3月15日までとする。（事業期間は原則として2年間（令和7年度及び令和8年度）とする。ただし、契約の締結は年度毎に行うものとし、企画評価会議（文部科学省内に設置）において、事業の実施状況等を評価し、2年目の事業の継続の可否を決定する。）
- （2）学校と連携した地域単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

原則として契約を締結した日から当該年度の3月31日までとする。（事業期間は原則として2年間（令和7年度及び令和8年度）とする。ただし、契約の締結は年度毎に行うものとし、企画評価会議（文部科学省内に設置）において、事業の実施状況等を評価し、2年目の事業の継続の可否を決定する。）

（3）全国単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

原則として契約を締結した日から当該年度の3月31日までとする。（事業期間は原則として2年間（令和7年度及び令和8年度）とする。ただし、契約の締結は年度毎に行うものとし、企画評価会議（文部科学省内に設置）において、事業の実施状況等を評価し、2年目の事業の継続の可否を決定する。）

5. 委託手続

- （1）団体等が業務の委託を受けようとするときは、公募要領に定める提出書類（以下「提出書類」という。）を文部科学省に提出する。
- （2）文部科学省は、上記により提出された提出書類の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。また、必要に応じて当該計画等の見直しを求めることができる。

6. 委託費

- （1）文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- （2）人件費の単価設定に当たっては、特段の定めがない場合には、健保等級単価計算、実績単価計算、コスト実績単価計算又は受託単価計算のいずれかの方法によって単価の算出を行う。ただし、これらの方法により難しい場合には、文部科学省と協議の上決定する。
- （3）受託団体は、次に掲げる事項が生じた場合には、速やかに文部科学省に連絡し、その指示に従い計画変更の申請等必要な措置を講じなければならない。
 - ① 代表者の変更
 - ② 事業内容の変更
 - ③ 本事業の所要経費の支出区分間において経費を流用する場合（ただし、所要経費の支出区分間において増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合を除く。）
- （4）委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業完了日の属する年度の終了後5年間保存する。
- （5）会議を開催した場合には、会議費等の関係経費の支出に当たっての根拠となる資料として、議事録（出席者等が確認できるもの）を保存することとする。
- （6）文部科学省は、団体等が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたりした場合には、契約の解除や経費の全部又は一部の返還を命じること

ができる。

7. 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。
ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。
- (2) 事業の一部を再委託しようとする場合は、「再委託に関する事項」を記載の上、文部科学省に提出し、承認を受けることとする。再委託の承認後、再委託の相手方（以下「再委託先」という。）の変更等履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合も同様とする。
- (3) 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に再委託（再々委託）することはできない。

8. 業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から10日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなくてはならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を実施し、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. 事業の成果について

実証研究の成果を研究成果報告書にまとめ、提出するものとする。

なお、事業の成果等については、文部科学省ホームページ等を通じて広く普及することを予定している。

11. その他

- (1) 文部科学省は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等（再委託先も含む。）は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 事業により発生した権利については、事業完了後速やかに文部科学省に帰属させ

るものとする。

- (6) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。